

# 消防同意等の電子申請受付けについて

秦野市消防本部では、消防同意等に関する電子申請を受付けています。  
この申請は指定確認検査機関専用です。建築主や設計の方はご利用できません。  
なお、紙面による申請は従来のとおり全ての物件について受付けております。

## 1 受付範囲

秦野市内の一戸建ての住宅、長屋、農業用倉庫

## 2 申請種別

- (1) 消防同意（消防法第7条及び建築基準法第93条第1項に基づく消防長の同意）
- (2) 消防通知（建築基準法第93条第4項において規定されている消防長への通知）  
e-kanagawa による消防通知の申請は、一度に複数件の申請ができます。

## 3 利用可能な電子申請システム

- (1) ICBA 電子申請受付システム（令和7年9月25日から）  
インターネット利用：<https://csba.kenchikugyousei-db.jp/kksv01/kk1/>  
LGWAN 利用：<https://icba.kenchikugyousei-db.asp.lgwan.jp/kksv01/kk1/>
- (2) e-kanagawa 電子申請システム（令和6年4月17日から）  
インターネット利用：<https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142115-u/profile/userLogin>

## 4 消防同意審査後の対応

- (1) 同意する場合：確認申請書第一面の消防関係同意欄に「同意する旨」を表示してシステム上で返送します。
- (2) 同意できない場合：確認申請書第一面の消防関係同意欄に「同意できない旨」及びその理由を表示してシステム上で返送します。

## 5 受付日の取扱い

依頼及び補正を開庁日の午後5時15分までに受信した場合は当日、それ以外は翌開庁日を受付日とします。

## 6 注意事項

住宅用火災警報器を設置する場合は、秦野市火災予防条例の規定に基づき、特段の理由がない限り「煙式」を設置してください。



秦野市消防本部 予防課 予防危険物担当

〒257-0031 神奈川県秦野市曾屋 757 番地

TEL：0463-81-5240（直通）

FAX：0463-83-8322

E-Mail：f-yobou@city.hadano.kanagawa.jp